

判定	
----	--

所得計算表

(表)

【手順】
 1 親①・親②の所得要件算定基準額を計算する。
 計算については、表-1の算定式にあてはめて計算し、合算する。
 ※1人の場合は、親①のみ計算する。
 2 1で求めた父母の所得要件算定基準額の合算額を、表-2の収入基準額と比較する。

1 所得要件算定基準額を算定する

提出書類(4)の所得・課税(非課税)証明書を見ながら記入・計算してください。

◆裏面手順1~3の計算を実施する。非課税の場合は、所得要件算定基準額を0円とする。

(1)親①の所得要件算定基準額

課税標準額		×	6%	-	市町村民税調整控除額		=		(あ)
	円					円		円	
	(あ)	-			多子控除額		-	ひとり親控除額	
						円		円	(い)
	(い)	-			私立自宅外控除		=		(父の所得要件算定基準額)
						円		円	

(2)親②の所得要件算定基準額

課税標準額		×	6%	-	市町村民税調整控除額		=		
	円					円		円	(母の所得要件算定基準額)

(3)親①②の所得要件算定基準額合計

父の所得要件算定額		+	母の所得要件算定額		=		円	
	円			円		円		
							※100円未満切り捨て	
							(世帯の所得要件算定基準額)	

2 収入基準と比較する(表2を見ながら)

世帯の所得要件算定基準額		≦	収入基準額	
			381,500	
円			円	※収入基準を下回っていることが条件となります。

表-1 所得要件算定基準額-算定式

手順1	課税標準額×6%－市町村民税調整控除額…(あ)
手順2	(あ)－多子控除(注1)－ひとり親控除(注2)…(い)
手順3	在学者の場合 (い)－私立自宅外控除(入学時に申請する場合は適用されません)(注3)
手順1～手順3にて算出した額 ⇒ 所得要件算定基準額(100円未満は切り捨て)	

(注1) 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

例) 「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除
(3-2)人×40,000円=40,000円

(注2) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

(注3) 大学等に在学している者が申請する場合において、申請者が私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

表-2 基準額

貸与	381,500円以下
給付	189,400円以下